

(仮称) 大分南風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年1月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年10月27日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年10月28日(水)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

・大分合同新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

・広報臼杵 11月号(Vol. 191)p. 18

・市報さいき 11月号(No. 354)p. 19

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎5か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・大分県生活環境部環境保全課 | (大分県大分市大手町3-1-1) |
| ・臼杵市役所環境課 | (大分県臼杵市大字臼杵72-1) |
| ・臼杵市野津庁舎市民生活推進課 | (大分県臼杵市野津町大字野津市326番地の1) |
| ・佐伯市役所市民生活部環境対策課 | (大分県佐伯市中村南町1-1) |
| ・佐伯市本匠振興局 | (大分県佐伯市本匠大字波寄2685番地) |

② インターネットの利用

[別紙3参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.jre.co.jp/news/2020oitaminami.html>

(4) 縦覧期間

令和2年10月28日(水)から令和2年11月30日(月)までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は5名であった。

(内訳)

- | | |
|------------------|----|
| ・大分県生活環境部環境保全課 | 3名 |
| ・臼杵市役所環境課 | 0名 |
| ・臼杵市野津庁舎市民生活推進課 | 1名 |
| ・佐伯市役所市民生活部環境対策課 | 1名 |
| ・佐伯市本匠振興局 | 0名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年11月18日(水)18時10分から19時38分まで
 - ・開催場所：臼杵市野津町 川登地区基幹集落センター(臼杵市野津町大字清水原832番地)
 - ・来場者数：6名
-
- ・開催日時：令和2年11月19日(木)18時10分から19時48分まで
 - ・開催場所：佐伯市本匠 本匠地区公民館(佐伯市本匠大字宇津々2001番地)
 - ・来場者数：13名
-
- ・開催日時：令和2年11月20日(金)19時00分から20時24分まで
 - ・開催場所：佐伯市保健福祉総合センター 和楽(佐伯市向島1-3-8)
 - ・来場者数：8名
-
- ・開催日時：令和2年11月21日(土)14時00分から16時09分まで
 - ・開催場所：臼杵市野津町 野津中央公民館(臼杵市野津町大字野津市184)
 - ・来場者数：11名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4~5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年10月28日(水)から令和2年12月14日(月)までの間

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、意見書箱への投函4通、郵送によるもの1通、計5通であった。

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函

・大分県生活環境部環境保全課	3通
・臼杵市役所環境課	0通
・臼杵市野津庁舎市民生活推進課	0通
・佐伯市役所市民生活部環境対策課	1通
・佐伯市本匠振興局	0通
小 計	4通

② 当社への郵送による書面の提出 1通

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は53件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	いただきました意見書の内容は、弊社の判断で要約いたしません。事業者見解には全文を公開いたします。以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、それぞれに回答いたします。さらに本意見書の内容について、「順番を並び替えること」もいたしません。
2	■2. P375 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?との意見に対して事業者は「現段階において未決定です。」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	予測については、調査結果や有識者の助言を踏まえ適切に実施いたします。

(意見書 1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>■3.回避措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45 個体(4 種、1~32 個体)、2015.07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p>	<p>バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
4	<p>■4.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u></p>	<p>今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■5. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	コウモリ類の活動は当該地域の状況、環境によって変化するものと考えております。そのため、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
6	<p>■6. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
7	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)</u>を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
8	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。</p>	最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について 今後事業者は、コウモリ類への影響予測については「予測の不確実性」について言及すると思う。その場合は「予測の不確実性」の定義及び具体的基準を述べること。</p>	<p>最新の国内の実績や有識者からの助言、また、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいりますが、国内の種に対してその効果についての知見が十分整備されているものばかりではないと認識しております。環境影響評価は事業の実施前におこなわれるため、コウモリ類の予測について不確実性は大なり小なり伴うものと考えます。</p>
10	<p>■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>事前段階における環境保全措置については、最新の国内の実績や有識者からの助言、また、現地調査の結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。</p>
11	<p>■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。</u>アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>最新の知見、有識者への助言を踏まえ、音声モニタリング調査等の現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
12	<p>■12.「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という住民等意見に対して、 ===== 回避:行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p>	<p>「影響の回避」と「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)において以下のようにも指摘されております。そのため、「ライトアップを実行しないこと」が『低減』措置ではないと言い切れないと考えております。なお、他の動物に対しても総合的に判断を行ってまいります。</p> <p>“回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である。”</p>

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■13. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主觀に過ぎない。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行うことを検討しております。他の動物に対しても総合的に環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。
14	■14. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110~111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
15	■15. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者はP376『「ライトアップをしないこと」につきましては、コウモリ類に限定した保全措置ではないと考えております。(中略)風車周辺を採餌環境とならないよう配慮することで、間接的影響に対して低減されると考えております』と回答した。しかし「間接的影響」の定義が曖昧だ。アセスメントにおける「間接的影響」の定義を述べよ。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行うことを検討しております。なお、間接的な影響としては、「何かが間に立った状態で、物事が行われたり関係したりするさま」として、直接的に影響を及ぼすものでないことを意味していると考えております。
16	■16. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者はP376『「ライトアップをしないこと」につきましては、コウモリ類に限定した保全措置ではないと考えております。(中略)風車周辺を採餌環境とならないよう配慮することで、間接的影響に対して低減されると考えております』と回答した。 しかし、■12で指摘したとおり事業者の回避・低減の定義によれば、「ライトアップを実行しないことにより(中略)風車周辺を採餌環境とならないよう配慮すること(影響要因を遠ざけること)で、コウモリ類については間接的影響を『回避する』となるはずだが、なぜ、わざと「間接的影響に対して『低減』」と回答したのか?	「影響の回避」と「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)において以下のようにも指摘されております。「ライトアップを実行しないこと」が『低減』措置ではないと言い切れないと考えております。なお、他の動物に対しても、環境保全措置について総合的に検討を行ってまいります。 “回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である。”
17	■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。

(意見書 1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるよう。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
19	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれません。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。</p> <p>しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれません。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。なお、バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や有識者等からの意見を踏まえた手法等により、予測を行ってまいります。その結果を踏まえ、当該地域において、必要に応じて環境保全措置の検討を行ってまいります。</p>
21	<p>■21. コウモリ類音声モニタリング調査の期間について</p> <p>P311 バットディテクターによる音声モニタリング調査の期間は5月から10月とし、その理由を「動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした」とある。しかし、バットストライクは4月や11月にも発生している。そもそも現地におけるコウモリの「周年の活動時期」は不明のはずであり、それは実際に現地調査をした上で判断すべき話であろう。調査をする前から「適切な時期は5月から10月頃」と決めつけるのは早まった一般化ではないのか。安全側にたち、通年のモニタリング調査を実施すること。</p>	<p>有識者の助言を踏まえ、調査時期について検討を行っております。</p>

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	■22. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	調査時間については、16時から翌7時を記録時間として予定しております。
23	■23. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	探知距離については、準備書においてお示しいたします。
24	■24. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	調査・予測にあたっては、レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も対象としております。調査手法については方法書に記載しているとおり、コウモリ類については捕獲調査、音声モニタリング調査を実施いたします。 対象事業実施区域における生息状況の把握に努め、その結果を踏まえ予測し、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
25	■25. バットストライクの予測は定量的に行うこと P312 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	音声モニタリング調査による結果は、定量的に算出可能です。 準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
26	■26. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

(意見書 1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>■27. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018</p>	事後調査の内容については、有識者への助言、現地調査結果より予測及び評価を踏まえて検討を行ってまいります。
28	<p>■28. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり連続 3 日以上の調査を、毎月 2 回以上の頻度で行うこと。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018</p>	事後調査の内容については、有識者への助言、現地調査結果より予測及び評価を踏まえて検討を行ってまいります。
29	<p>■29. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATS Publication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_N0_6_Japanese.pdf)</p>	事後調査の内容については、有識者への助言、現地調査結果より予測及び評価を踏まえて検討を行ってまいります。
30	<p>■30. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、発電所アセス省令第 35 条のとおり、適切に手続きを行ってまいります。</p> <p>また、自治会をはじめとする地元住民の方々とは、今後もコミュニケーションを図りながら、ご意見を伺っていくことを検討しており、適切に対応を行なってまいります。</p>

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>本事業方法書の説明会での内容は、別紙意見書に示すとおり、極めて不十分であるため、アセスメント調査の実施以前に、再度、方法書段階での説明会を開催することを強く要請します。</p> <p>なお、本要請に対応する事業者の誠実な姿勢が見られない場合には、私は、本事業の計画中止を強く要請します。</p> <p>※詳細については、別紙意見書をご参照ください。</p> <p>風力発電事業は、本来、既存の工場地帯等での小規模・地域循環型の条件下の設置であれば、開発上の問題が少なく、地球温暖化対策に果たす役割も大きいものと理解しています。</p> <p>しかし、現在、九州電力管内においては風力発電のバックアップ電源として常に火力発電が稼働しているうえに、なおかつ、本事業による「大型蓄電池を併設しない大規模・風力発電の施設建設」が実現すれば、二酸化炭素削減効果については全く期待できないにもかかわらず、椿山から冠岳、槍ヶ城山にわたる稜線と周辺地域でこれまで維持されてきた観光資源としても重要な自然景観および自然環境について確実に悪化してしまうことを心より強く懸念しています。</p> <p>さらに、上記で述べた強い信念のうえ、方法書段階での何れの説明会においても、本事業の<u>1)本質的なメリットである「地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果」の量的な明示</u>が、下記のとおり避けられていきました。(※以下は、当日、事業担当者がパワーポイントで説明した事業メリット内容のメモ書きです。ただし、説明会の配布資料には、以下の点については印刷されてはいませんでした。)</p> <p><メリット 1：自治体></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体への固定資産税の増加 ②建設時の地元企業への発注やそれに伴う雇用の創出 ③建設後のメンテナンスに関する地元業者への発注 ④施設建設の作業道を林道として活用可能性 ⑤建設時の地元宿泊施設や飲食店への経済効果 <p><メリット 2：地元自治会と住民></p> <ul style="list-style-type: none"> ①風力発電施設見学など再生可能エネルギーの環境学習 ②地元への祭事への参加、災害復旧へのボランティア参加 ③地元への区費協力、祭事への協賛金 ④新たな観光資源の創出 	<p>方法書の縦覧にあたっては、縦覧期間中の 11 月 18 日に臼杵市野津町川登地区基幹集落センター、11 月 19 日に佐伯市本匠地区公民館、11 月 20 日に佐伯市保健福祉総合センター 和楽、11 月 21 日に臼杵市野津町野津中央公民館の計 4 回、それぞれ約 90 分間にわたる住民説明会を開催させていただき、方法書の内容についてご説明させていただくとともに、ご質問等もお受けし誠意をもって回答させていただきました。</p> <p>現段階では概略検討のみしか実施できており、明確な回答が出来ない状況ですが、準備書段階において同様に住民説明会をさせていただき、準備書の内容だけでなく、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果、景観フォトモンタージュ、工事計画の詳細等についても説明させていただきます。</p> <p>また、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位で小規模な説明会でコミュニケーションを図りたく考えております。</p>

(意見書 2つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
31 つ づ き	<p>そのうえ、野津中央公民館(臼杵市)の説明会においては、本質的なメリットに関する私の質問に対して、事業担当者は「削減効果のデータは自社にあるが非公開としています」と応答するなど、誠に残念なことですが、本質的なメリットの明示を一切考えていない姿勢を示していました。</p> <p>その他、本匠地区公民館(佐伯市)の説明会においては、現段階の「大型風車の設置位置」と「風車の大きさ」(何れも叩き台)を公表しているにもかかわらず、事業者が予め決めた既定位置から眺望した「風車を含む景観写真」がないために、複数の参加者から、2)「風車を含む景観写真(叩き台)」を事前に見たいという強い要望がありました。</p> <p>また、現段階の「工事用道路ルート」や「風車のローター径(その結果ブレード全長概要も自明)」(何れも叩き台)を公表しているにもかかわらず、工事期間中及び工事後の「工事用道路・管理道路の開発幅や周囲の森林伐採の幅」が示されていないため、3)「<u>工事・管理道路の開発幅と周囲の森林伐採幅の概略値を知りたい</u>」という参加者からの要望もありました。</p> <p>これらの説明会参加者の要望に対して、事業担当者は「今は叩き台の段階ですから、アセスメント調査後に、より正確なデータで公表します」と応答するなど、誠に残念なことですが、アセスメント実施調査以前に概略データなら十分わかるはずの数値や景観写真を公表することは一切考えていない姿勢を示していました。</p> <p>したがって、方法書段階の説明会として極めて不十分な内容であったため、現地の実態調査(アセスメント調査の実施)よりも前に、少なくとも次の3点を含んだ懇切丁寧でかつ地元住民の不安や立場を考えた説明会を、再度、確実に開催することを強く要請いたします。</p>	
32	<p>1)本質的メリットである「<u>地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果</u>」を明示すること</p> <p>本事業による「二酸化炭素削減効果の具体的な予測値とその論拠の明示」を強く要請します。仮に、現時点での二酸化炭素削減の実質的な効果がないとしても、九州電力との綿密な打合せのもと、「何年後における二酸化炭素削減の実質的な効果は、これだけの数値である」という量的公表と同時に、九州電力との打合せの経緯とその成果も明文化した「責任ある論拠とエビデンス」を、再度の説明会において本事業の計画実施の大前提として必ず示していただきたい。</p>	<p>今後、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位で小規模な説明会でコミュニケーションを図りたく考えており、その中で、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果等についてもお示ししていきたいと存じます。</p>
33	<p>2)「風車を含む景観写真(叩き台)」を現地調査より前に明示すること</p> <p>現段階で公表された「風車の設置位置」、「風車の大きさ」、貴社が予め決めた「既定の位置」に基づけば、その位置から眺望する「風車を含む景観写真(叩き台)」は極めて容易に作成することができます。その景観写真(叩き台)を現地調査以前の説明会で示していただきたい。</p>	<p>現段階では風況調査中であり、風車配置が固まっておらず、このような不確定な状態で景観フォトモンタージュをお示しすると、誤解を招くおそれがあるため、現時点ではお示しすることはできないこと、ご理解をいただければと存じます。</p> <p>なお、準備書段階において方法書と同様に住民説明会をさせていただき、景観フォトモンタージュについてもご説明させていただきます。</p>

(意見書 2つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p><u>3)「工事用道路の開発幅と周囲の森林伐採幅に関する概要を現地調査より前に明示すること</u></p> <p>現段階で公表された「工事用道路ルート」、「風車のローター径(⇒ブレードの長さ)」、貴社が使用予定のトレーラーの全長と内輪差等のデータに基づけば、「工事・管理用道路の開発幅と周囲の森林伐採幅(叩き台)」の概略は比較的容易に作成することができます。その概要値を、現地調査以前の再度の説明会で示していただきたい。</p>	ご指摘以外に、地形的な検討も必要なため、今後航空測量、基本設計を終える準備書段階でご説明したく存じます。
35	<p>なお万一、貴社が、方法書説明会の再度の開催要請に対応する誠実な姿勢が見られない場合には、私は、佐伯市の環境全般における公益性を重視する観点および立場に基づき、本事業の計画中止を強く要請いたします。</p>	<p>今後は、準備書段階において方法書と同様に住民説明会をさせていただきます。</p> <p>事業計画の検討にあたっては、今後も、周辺環境に配慮してまいります。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>本事業の方法書の説明会としては、極めて不十分であるため、現地調査(アセスメント調査の実施)よりも前に、再度、方法書の説明会を開催し、本事業による「二酸化炭素削減効果の具体的な予測値とその論拠の明示」を強く要請する。なお、この要請に対応する事業者の誠実な姿勢が見られない場合には、本会は、本事業の計画中止を強く要請する。</p> <p>※詳細については、別紙「意見書」を参照のこと</p> <p>本事業が、風力発電のバックアップ電源として常に火力発電を連動している九州電力管内の「大型蓄電池を併設しない大型風車群の建設計画」であることは誰もが知る周知の事実である。</p> <p>そのため、本建設計画が実現すれば、二酸化炭素の削減効果はほとんど期待できない上に、①登山道の劣化・寸断、②景観の変貌、③森林伐採や生態系破壊が確実に具現化されてしまうことを心より危惧するものである。</p> <p>さらに、上記の危惧については、下記のとおり、解決策を図ること自体が極めて難しいこと、もはや危惧でなく確実に起こってしまう事象であることも明記しなければならない。</p>	<p>方法書の縦覧にあたっては、縦覧期間中の11月18日に白杵市野津町川登地区基幹集落センター、11月19日に佐伯市本匠地区公民館、11月20日に佐伯市保健福祉総合センター 和楽、11月21日に白杵市野津町野津中央公民館の計4回、それぞれ約90分間にわたり住民説明会を開催させていただき、方法書の内容についてご説明させていただくとともに、ご質問等もお受けし誠意をもって回答させていただきました。</p> <p>今後は、準備書段階において同様に住民説明会をさせていただき、準備書の内容だけでなく、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果等についても説明させていただきます。</p> <p>また、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位で小規模な説明会でコミュニケーションを図りたく考えております。</p>
37	<p>1. 登山道の劣化・寸断などの具体的な解決策を図ることは極めて難しいこと</p> <p>大型風車群が稜線上に連続して建設されるため、三山を連なる主尾根や支尾根に数多く存する登山道に大型風車や作業道路が間近に迫り、また、そのことが原因で、登山道が劣化・寸断される可能性が極めて大きいこと。さらに、これらに対する具体的な解決策を図ることも極めて難しいこと</p>	ご指摘も踏まえ、引き続き登山道等についての情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。
38	<p>2. 日中景観、夜間景観、山頂からの眺望、すべての魅力が損失・激減してしまうこと</p> <p>大型風車群の中には椿山、冠岳、槍ヶ城山山頂よりも標高が高いものが建設されるため、三山の景観美や神秘的な魅力が確実に損失してしまい、また、大型風車群の航空障害灯のため、これまでの静寂な夜間の光景も確実に変貌してしまうこと。さらに、山頂周辺の登山道から眺める絶景の魅力も激減してしまうこと</p>	<p>風車の配置計画等については、椿山、冠岳、槍ヶ城山の景観、山頂からの眺望にも配慮し、検討してまいります。</p> <p>夜間の景観、航空障害灯については、航空法の規定に従った上で、景観への影響を可能な限り低減するよう検討してまいります。また、山頂付近の登山道周辺の景観についても配慮に努めてまいります。</p>

(意見書 3つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>3. 穂線上の保安林を含む森林伐採、それに伴い生態系が大規模に破壊されてしまうこと</p> <p>穂線上の多くの保安林を含む森林植生がベルト状に伐採され、それに伴い、登山道周辺の自然美の低下、そこに生息する小動物や頂点の猛禽類まで減少することにより、周辺の生態系が確実に破壊されてしまうこと</p>	<p>今後の現地調査では、現状を把握し、既存の林道や作業道等を可能な限り利用し、樹木の伐採等を最小限に留めるよう、事業を検討してまいります。</p>
40	<p>上記で述べた強い危惧の上に、方法書に関する説明会では、本事業の本質的なメリットである「地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果」の明示が避けられていた。</p> <p>さらに、参加者の本質的なメリットに関する質問に対し「データは自社にあるが非公開である」と対応するなど、誠に残念なことに、地元の不安を一切考えていない姿勢であった。</p> <p>したがって、説明会としては極めて不十分であるため、現地調査(アセスメント調査の実施)よりも前に、再度、同説明会を開催し、この事業による「二酸化炭素削減効果の具体的な予測値とその論拠の明示」を強く要請する。</p> <p>なお、この要請に対応する貴社の誠実な姿勢が見られない場合には、本会は、本事業の計画中止を強く要請する。</p>	<p>今後は、準備書段階において同様に住民説明会をさせていただき、準備書の内容だけでなく、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果等についても説明させていただきます。</p> <p>また、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位で小規模な説明会でコミュニケーションを図りたく考えております。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<p>■ 基本的な考え方</p> <p>私どもは、風力発電事業(以下、風車)の導入促進が、地球温暖化対策やカーボンニュートラル等に果たす役割や重要性について十分に理解しています。</p> <p>しかし、現在、九州電力管内においては、風力発電のバックアップ電源として常に火力発電が稼働しているなかに、貴社が計画している大型蓄電池を併設しない大規模風車群の建設が実現すれば、更に火力発電の需要が増えることになり、二酸化炭素削減効果については期待できないものになってしまします。また、発電施設の建設により、椿山から冠岳、檜ヶ城山にわたる穂線とその周辺地域において現在維持されている観光資源としても重要な自然景観およびその自然環境については確実に悪化することとなり強く懸念しています。なかでも、上記の地域において生態系の頂点にあるクマタカ等の希少猛禽類の生息環境が大きく損なわれてしまい、この点もきわめて憂慮すべき点です。</p> <p>さらに、環境影響評価方法書(以下、方法書という)に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)を源流域としている一級河川の番匠川流域(佐伯市側)および大野川流域(臼杵市側)において、今後永きにわたり水質汚濁や土砂災害等が発生する可能性を高めてしまうことも強く懸念しています。</p> <p>そのため、下記のとおり、方法書に対し「鳥類調査の方法等」に関する大幅な修正および住民向け説明会を再度開催することを強く求めます。</p>	<p>地球温暖化対策やカーボンニュートラル等政策面で、再生可能エネルギーの比率が今後高まると考えられ、再エネの主電源化も遠くない将来に到来すると推測しております。</p>

(意見書4つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>■希少猛禽類の調査期間および方法について</p> <p>①調査期間の明示について</p> <p>方法書では、気象猛禽類の調査時期は「繁殖期と非繁殖期に実施する。各月1回3日間程度の調査を基本とする」となっていますが、何月何日から某月某日までのように、できる限り詳細に調査の実施期間を示すべきです。そうしないと、調査期間が希少猛禽類調査にとって適切な時期であるかどうか判断できません。</p>	現地調査の日程等については、準備書においてお示しいたします。また、希少猛禽類に限らず現地調査の実施日を記載することとしております。
43	<p>②クマタカの繁殖調査期間と方法について</p> <p>希少猛禽類の中でもクマタカについては、計画地とその周辺で繁殖している場合には最低でも2営巣期の調査を実施することが求められます(参照:環境省「猛禽類保護の進め方〔改訂版〕」)。しかし、クマタカは1回の繁殖期間にほぼ1年を必要とし、はつきりとした非繁殖期はなく(環境省「猛禽類保護の進め方〔改訂版〕19頁」)、また、隔年で繁殖することが多く、繁殖を行う年であっても何らかの原因で繁殖が失敗したり途中で放棄してしまうことがあります。そのため、クマタカの繁殖状況を詳細に調査し把握するために、少なくとも3年間の調査を行うべきです。</p>	クマタカの生活史を参考として、調査を実施することとしております。なお、調査の期間等については、現地の状況を踏まえ、必要な場合は見直しを行うこととしております。
44	<p>③サシバやハチクマ等の希少猛禽類の渡り調査の期間と方法について</p> <p>方法書では、渡りを行うサシバやハチクマ等の希少猛禽類については「繁殖期と非繁殖期に実施する。各月1回3日間程度の調査」とし、また、「春季(3月～5月)および秋季(9月～11月)の各月3日間実施」と記載されています。渡りを行う希少猛禽類は、渡りを行う際の気象条件(気圧配置、風向、風力、天候など)により移動経路の位置が大きく変わり、また、渡りを一時的に休止することもあるため、一回の調査が3日間程度では、計画地および周辺地域の渡り鳥の状況を把握するには不十分です。したがって、1回の調査では、少なくとも1週間程度の連続した調査を複数年実施すべきです。</p>	本調査は、対象事業実施区域の利用状況について把握することを目的としており、現地調査の日数については、方法書記載の日数で可能であると考えております。なお、気象条件等や直前の渡り情報等の収集につとめ、適宜日程等については、検討を行うこととしております。
45	<p>■バードストライク(鳥類の衝突)発生確率の定量的な予測方法について</p> <p>方法書では、風車に対する鳥類の衝突確率に関しては「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」等に基づき定量的に予測するとしていますが、その手引きは、作成時点での研究者等による調査研究の結果を紹介しているものであり、衝突確率の予測手法を検討する際の参考資料に過ぎません。そのため、貴社がバードストライクの発生確率を予測するのであれば、現時点でもっとも定量的に予測することができていると考えられる研究結果や論文を参考にすべきです。</p>	「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」については、現在、年間予測衝突数を算出する上で、最新のモデルであると認識しております。なお、今後、新たに算出モデル等の研究結果が示された場合には、適宜検討を行ってまいります。

(意見書 4つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>■風車建設による両流域の土砂災害等の発生可能性の明示と事前防止策について</p> <p>計画地周辺の佐伯市・臼杵市側ともに、降雨の際に水害発生の大きな原因となっている急峻な山地と細長い平野部の地形を有する割合が非常に大きな地域です。</p> <p>近年の地球温暖化による降雨量の増大傾向に加え、風車の建設工事に伴う稜線上の保安林を含む多くの森林植生の消失により、保水力と地盤安定力の低下が引き起こす砂泥流出や土砂崩れなどの発生が懸念されます。また、万一それらの災害が発生すれば、計画地に源流を有する番匠川水系および大野川水系において、水質汚濁が発生するのは必至です。</p> <p>そのため貴社は方法書に、このような発生しうる人的災害の可能性を積極的に明示し、かつ、それを予防、回避するための措置や対策の方法を示したうえで、どのような事前調査を実施するのか具体的な調査方法を記載すべきです。また、責任をもって災害発生を予防、回避するという貴社の姿勢等も方法書に示すべきです。</p> <p>貴社は方法書および地域住民向けの説明会で、災害の発生の可能性について明示、言及するものと期待していましたが、残念ながら当会の知る限りにおいては、貴社がそのような姿勢を示した個所や発言を見出すことはできませんでした。</p>	<p>頂きました意見は、環境保全の見地からの意見というより、防災の見地からのご意見であると判断いたします。環境影響評価制度での図書や説明会では、災害の発生等に言及することは原則としてありません。環境影響評価制度では、工事の実施や施設の存在が周辺環境にどのような環境影響を与えるかを検討した上で、どのような環境保全措置を取ればよいのかを策定することが主眼です。</p> <p>風力発電所の建設に際しては、環境影響評価の手続きの他、林地開発許可制度の手続きが必要になり、防災の見地からのご心配については、この林地開発許可制度の中で自治体の関係部署と協議を行い、具体的な対策を講じることにより、その解消に努めています。</p> <p>なお、工事期間中の濁水発生抑制のために裸地が発生するところでは沈砂池を設置し、濁水を沈砂池に集めて濃度緩和した後に林地に排水して、林地浸透させる計画です。また、沈砂池出口には必要な対策を施し、土砂流出を防ぐほか、沈砂池出口から沢や河川といった常時存在する水流までに十分な離隔を取ることで、周辺の河川に与える影響を回避または低減してまいります。このことについては、次の段階である準備書にて記載をいたします。</p>

(意見書4つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>■風車の建設がもたらす公益的なメリットの明示について</p> <p>貴社は地域住民向けの説明会において、風力発電事業の受け入れによる自治体や地元自治会、住民における様々なメリットとして、下記のように説明しました。</p> <p><自治体へのメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体への固定資産税の増加、 ②建設時の地元企業への工事発注やそれに伴う雇用の創出、 ③建設時の保守・点検作業の地元業者への発注、 ④風車建設時に敷設した作業道の林道として活用可能性、 ⑤工事関係者による地元宿泊施設や飲食店の利用による経済効果 <p><地元自治会と住民へのメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ①風力発電施設見学など再生可能エネルギーの環境学習、 ②地元の祭事や災害復旧ボランティアへの参加、 ③地元への区費協力や祭事への協賛金、 ④新たな観光資源の創出 <p>しかし、これらに示されたメリットは、実現可能性に乏しく、不確実性が高い内容が多く、また、当該事業を含む再生可能エネルギー導入における本来の公益的メリットである「地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果」が示されていません。また、誠に残念なことに、説明会は地域等が享受できる確実なメリットの明示を避けたものとなりました。野津中央公民館(臼杵市)での説明会においては、参加者からの質問に対して貴社は、「データは自社で有しているが非公開としている」ときわめて消極的な回答に終わっています。</p> <p>したがって貴社に対し、この事業が地域等にもたらす確実なメリット、および本来の公益的メリットを方法書に明示し、現時点における「二酸化炭素削減効果に関する定量的な予測量」について、責任をもつて明確に答えることを求めます。</p>	<p>住民説明会で説明させていただいたメリットは、住民の皆様への直接的なメリットを記載しております。これらは、弊社所有の発電所で実際に実施しているものであり、決して実現可能性が乏しい訳ではありません。</p> <p>本事業におきましても、これらの実績や経験を活かして取り組んでまいりたいと考えています。</p>
48	<p>■地域住民向け説明会の再度開催について</p> <p>貴社が既に佐伯市や臼杵市で実施した説明会はあまりにも短時間であり、説明も不十分な点が多く、また、これまでに当会が貴社に伝えていたる疑問や質問に対して明確な回答をいただくためにも、現地で鳥類等の環境調査を開始する以前に、再度、方法書の内容に関する説明会を開催することを強く求めます。</p>	<p>方法書の縦覧にあたっては、縦覧期間中の11月18日に臼杵市野津町川登地区基幹集落センター、11月19日に佐伯市本匠地区公民館、11月20日に佐伯市保健福祉総合センター 和楽、11月21日に臼杵市野津町野津中央公民館の計4回、それぞれ約90分間にわたる住民説明会を開催させていただき、方法書の内容についてご説明させていただくとともに、ご質問等もお受けし誠意をもって回答させていただきました。</p> <p>今後は、準備書段階において同様に住民説明会をさせていただき、準備書の内容だけでなく、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減効果等についても説明させていただきます。</p> <p>また、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位で小規模な説明会でコミュニケーションを図りたく考えております。</p>

(意見書5)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>「(仮称)大分南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の「意見書」で述べたように当該地域に風力発電機が設置されると、この地域に生息する野生鳥類やこの地域を移動する野生鳥類に重大な影響を及ぼします。特に絶滅が危惧されているクマタカ、サシバ、ハチクマなどの希少猛禽類への影響が極めて重大です。当該地域に風力発電機の設置を行わないよう再度強く要請します。</p> <p>なお「方法書」に記載された調査の方法等についての意見は、添付した「意見書」に記載していますので確認して下さい。</p> <p>別紙「意見書」添付</p> <p>貴社で計画している大分南風力発電事業に伴う風力発電機の設置に関して、事業予定地及びその周辺に生息する野生鳥類や渡りの為にそのエリアを通る野生鳥類への重大や環境影響があります。特にクマタカやサシバ、ハチクマなどの絶滅が危惧されている希少猛禽類への影響が極めて重大であり、詳細は「配慮書」で記述した通りです。野生の希少猛禽類への重大な悪影響を回避するために事業を実施しないよう再度強く要請します。</p> <p>今回縦覧された「環境影響評価方法書」に記載された調査、予測、評価の方法等について「鳥類」に関する意見は以下の通りです。</p> <p>(1) 鳥類の区分について</p> <p>鳥類を「鳥類」、「希少猛禽類」、「渡り鳥」に分けて、調査の手法や期間を記載しているが、各項目に該当する鳥類の種名を明確にする必要がある。「鳥類」の名称は当然すべての種が含まれ、「渡り鳥」の中には「希少猛禽類」に含まれる種が該当する場合がある。</p>	<p>鳥類の区分については、鳥類としては重要な種の選定基準に該当しない鳥類も含めて、記録を行います。また、渡り鳥としては、希少猛禽類も該当いたします。そのため、種名については、文献その他の資料調査で確認された種及び確認されていない種も対象としており、特定の種に限定しているものではありません。</p>
50	<p>(2) 調査期間ー【現地調査】</p> <p>①希少猛禽類は「繁殖期と非繁殖期に実施する。各月1回3日間程度の調査を基本とする。」となっているが、何月から何月までと明確にする必要がある。特にクマタカは「繁殖にほぼ1年を必要とするため、はつきりした非繁殖期はないとも言える」(猛禽類保護の進め方ー環境省より)。またクマタカは隔年に繁殖することが多く、繁殖を行う年であっても何らかの原因で繁殖が失敗したり、途中放棄することがある。よって繁殖に成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が必要であり、少なくとも3年間の調査を行う必要がある。</p>	<p>クマタカの生活史を参考として調査を実施することとしております。なお、調査の期間等については、現地の状況を踏まえ、必要な場合は見直しを行うこととしております。</p>
51	<p>②渡りを行うサシバやハチクマなどの希少猛禽類は、調査期間等ー【現地調査】の「c. 渡り鳥」の項に含むのかどうかは不明であるが、渡りの時期の気象条件(気圧配置、風向、風力、天候など)により、渡りのコースが大きく変化したり、渡りを行わなかつたりする。そのため3日程度の調査では不十分であり、少なくとも1週間程度の連続した調査を複数年する必要がある。</p>	<p>本調査は、対象事業実施区域の利用状況について把握することを目的としており、現地調査の日数については、方法書記載の日数で可能であると考えております。なお、気象条件等や直前の渡り情報等の収集につとめ、適宜日程等については、検討を行うこととしております。</p>

(意見書5つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	(3)予測の基本的な手法 「鳥類の衝突の可能性に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」等に基づき、定量的に予測する。」となっているが、当該手引きは研究者等の調査研究結果を紹介して、衝突予測を検討する時の参考とするものである。当該手引きの「第4章 今後の課題」には「衝突のメカニズムの解明」や「希少種の風車回避特性の把握」は確定されたものではなく、解明されていないと記述されている。よって鳥類の衝突の可能性は研究段階であり、「定量的に予測する」ことは現時点ではできない。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」については、現在、年間予測衝突数を算出する上で、最新のモデルであると認識しております。なお、ご指摘のとおり、衝突のメカニズム等については、解明されていないと認識しておりますが、本モデルを利用することにより、定量的な数値をお示しできるものと考えております。
53	(4)調査手法～渡り鳥一定点観察法 「日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に、調査定点付近を通過する猛禽類、水禽類、小鳥類等の渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する。」となっているが、サシバやハチクマなどの猛禽類は、この時間帯での調査では目撃することが困難である。特に秋の渡りでは、早朝に四国西岸(佐田岬や由良半島など)から飛び出したサシバは豊後水道を日南海岸方面に向けて直接南下する傾向にあり、大分県側での目撃が少ない。昼前後になると四国内を移動してきたサシバやハチクマなどの猛禽類が四国西岸を飛び出して大分県側に入ってくる。これが夕方まで継続する傾向にある。そのため終日の調査が必要である。また小鳥類は夜間に豊後水道を九州から四国、四国から九州へと渡っていることが知られている。これら渡りをする小鳥類の夜間の飛翔を把握する必要がある。	いただきましたご意見より、調査の時間帯等について参考とさせていただきます。夜間調査については、ICレコーダー等により鳴き声の録音調査を行うこととしております。 以上

日刊新聞に掲載した公告

・大分合同新聞

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大分南風力発電事業
に係る環境影響評価方法書」を縦覧致します。
一、事業者の名称
ジャパン・リユース

代表者の氏名
事務所の所在地
〒一〇六一〇〇三二
東京都港区六本木六丁目一番三二号
六、本木ヒルズノースタワー十階
(仮称)大分南風力発電事業
代表取締役社長 中川 隆久
エナジー株式会社

二、対象事業の名称
種類
規模
風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域
四、縦覧の場所・時間
五、意見書の提出
期間
今和二年十一月三〇日(月)まで
令和二年十一月三〇日(月)三〇日(月)三〇日(月)

六、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、臼杵市野津町 川登地区基幹集落センター
令和二年十一月十八日(水)十八時より
二、佐伯市本匠 本匠地区公民館
令和二年十一月十九日(木)十八時より
三、佐伯市保健福祉総合センター 和楽
令和二年十一月二十日(金)十九時より
四、臼杵市野津町 野津中央公民館
令和二年十一月二十一日(土)十四時より
七、問い合わせ先
事業開発本部 福岡事務所 担当者: 小柳、水浦
〒八一〇一〇〇一三 福岡県福岡市博多区博多駅東
一、二、三、九、いちばん、博多駅東ビル四階
電話〇九一〇一〇一〇二二六〇一

電子縦覧

<https://www.jfe.co.jp/news/202001tamiami.html>

五、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に

住所・氏名、意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けております。意見書箱にご投函ください。なお、当日消印有効)ください。

六、住民説明会の開催を予定する場所・日時

臼杵市野津町 川登地区基幹集落センター

令和二年十一月十八日(水)十八時より

二、佐伯市本匠 本匠地区公民館
令和二年十一月十九日(木)十八時より
三、佐伯市保健福祉総合センター 和楽
令和二年十一月二十日(金)十九時より

四、臼杵市野津町 野津中央公民館
令和二年十一月二十一日(土)十四時より
七、問い合わせ先
事業開発本部 福岡事務所 担当者: 小柳、水浦
〒八一〇一〇〇一三 福岡県福岡市博多区博多駅東
一、二、三、九、いちばん、博多駅東ビル四階
電話〇九一〇一〇一〇二二六〇一

自治体広報誌への掲載

「広報臼杵」11月号掲載



秋の全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季です。火の取り扱いに十分注意し、住宅火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器・住宅用消火器を設置しましょう！

●秋季全国火災予防運動

期間 11月9日（月）～15日（日）

【期間中の行事】

○予防運動開始信号サイレン吹鳴

11月9日（月）7：00

○火災警報サイレン吹鳴

11月9日（月）、15日（日）19：00

○一人暮らし高齢者宅へ防火診断

とき 11月9日（月）～15日（日）

ところ 海辺・南津留地区

*火災時の問合せ・情報提供

・消防署テレホンサービス（☎0972-63-8780）

・ケーブルテレビ（11ch, 12ch）で情報提供

令和2年度防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

問合せ先 臼杵市消防本部 予防課 ☎0972-62-2303

おおいた子育てほっとクーポンの
償還払いについて

インフルエンザの予防接種は、市内市外の医療機関を問わず、おおいた子育てほっとクーポンの償還払い対象事業です。インフルエンザの予防接種を受けた際の領収書（記載が「予防接種」のみの場合は、「インフルエンザ」と記載のある明細書なども必要）をおおいた子育てほっとクーポン券、印鑑をご持参いただき、子ども子育て課（ちあばーと）あるいは市民生活推進課（野津庁舎）にてお手続きください。※上記以外のクーポン対象サービスに関する償還払いのご相談は、子ども子育て課までお問い合わせください。

臼杵市ファミリー・サポート・センター事業

この事業は、子育て中の家庭を応援するために、「子育ての手助けができる方」と「子育ての手助けが必要な方」が会員となって、育児の援助活動（お預かりや送迎など）を行う会員組織です。援助の依頼、活動は必ずセンターを通じて行うため安心して利用できます。

問合せ先 子ども子育て課（内2512・ちあばーと）



風力発電事業の環境影響評価手続きに関するお知らせ

臼杵市野津町と佐伯市本匠との市場において、風力発電事業が計画されており、環境影響評価法に基づく手続きが行われています。環境影響評価の手続きは、【①配慮書の手続き】→【②方法書の手続き】→【③現地調査】→【④準備書の手続き】→【⑤評価書の手続き】の順に進むことになっており、手続きごとに住民の皆さんが環境影響評価に関する資料を見ることができるよう、縦覧や説明会などを行うことになっています。

今回は、法に基づく手続きのうち、②の環境影響評価方法書を下記のとおり縦覧するとともに住民説明会を開催し、皆さんから意見を募集しますのでお知らせいたします。

風力発電事業が
計画されているエリア▶



●環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

事業者名	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
対象事業の名称	〔仮称〕大分南風力発電事業〔風力発電所設置事業〕
対象事業の規模	発電設備出力 75,000キロワット（最大）/風力発電機の基数 最大 18基（1基あたり4,200キロワット）
対象事業実施区域	臼杵市および佐伯市にまたがる行政界付近（上記地図参照）
概要	期間 11月30日（月）まで
	場所・時間など 白杵市役所環境課（臼杵庁舎）、市民生活推進課（野津庁舎）土・日・祝日を除く 8:30～17:15 以下のウェブページでもご覧いただけます。 https://www.jre.co.jp/news/2020bitamianami.html
意見の募集	ご意見やご質問がある場合は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱へ投函、または下記の問合せ先に郵送（12月14日（月）当日消印有効）で提出することができます。（電話によるご意見、ご質問はお受けできません）
住民説明会	1 【とき】11月18日（水）18:00～【ところ】臼杵市野津町 川登地区基幹集落センター 2 【とき】11月21日（土）14:00～【ところ】臼杵市野津町 野津中央公民館
問合せ先	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 福岡事務所 担当：小柳、水浦 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9 いちご博多駅東ビル4階

Information

各種お知らせ

「環境学習会☆クリーンアップ」に参加を！

大分南風力発電事業

環境影響評価方法書の

縦覧・説明会

ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱が計画している、(仮称)大分南風力発電事業について、環境影響評価の項目や調査・予測・評価を記載した環境影響評価方法書の縦覧・説明会を行います。

△縦覧期間：11月30日(月)

△縦覧場所：環境対策課(本庁舎3階)、本庁振興局

*事業者のホームページから電子縦覧もできます。

△意見受け期限：12月14日(月)

△意見受け期限：12月14日(木)

(月)※意見書類は縦覧場

所に備え付けています。

△説明会：11月19日(木)

18時～、本庄地区公民館

11月20日(金)19時～、和

楽(5)、ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱(6)

002-12260-11012

30日前まで、市との協議
が必要
■環境対策課(☎②3399)

5

11月は「ねんさん月間」

誕生日用に郵送される「ねんさん定期便」やパソコン・スマートフォンから将来の年金受給見込み額を試算できる「ねんさんネット」で

自分の年金記録を確認して未来の生活について考えてみましょう。詳しく述べ日本年金機構のホームページで確認するが、佐伯年金事務所にお問い合わせください。

佐伯市再生可能エネルギー設備の設置基準などが変わります

【佐伯市再生可能エネル

ギー発電設備設置事業指導要綱】の一部改正により、再生可能エネルギー発電設備を設置する際は、対象面積が500m²・高さ10mを超える設備が対象となります。新制度の適用は、11月17日以降に実施する事業が対象となります。※着工の

マとこ～...さいき城山桜

ホール

△参加費…300円

△必要な物…エプロン、三角巾、タオル、米1合

△募集人数…20人程度

△申込期限…11月12日(木)

申間 佐伯市母子寡婦福祉会・足立(☎②090-01-5290-19440)

9時～12時
マとこ～...佐伯東地区公民館

△申込期限…11月12日(木)

申間 佐伯市母子寡婦福祉会・足立(☎②090-01-5290-19440)

9時～12時
マとこ～...さいき城山桜

△申込期限…11月12日(木)

申間 佐伯市母子寡婦福祉会・足立(☎②090-01-5290-19440)

9時～12時
マとこ～...佐伯東地区公民館

△申込期限…11月12日(木)

申間 佐伯市母子寡婦福祉会・足立(☎②090-01-5290-19440)

介護職員初任者研修

条件により登録料半額分の助成金を受け取ることが出来ます

当法人職員の講師と共に介護の基礎を学びながら資格取得を目指しましょう！

就業期間	12月中旬開始～2月中旬終了
実施時間	平日(18～21時)12月7週上旬(9～16時)1日/週計3日/週
会場	佐伯中央病院
受講料	チケット・未審査込み税込40,000円

◆お問い合わせ・お申し込み先◆

社会医療法人 小百合
佐伯中央病院

〒876-0851 佐伯市常盤東町6-30

TEL 22-8846 担当：西方
(受付時間：平日 8:00～17:00)

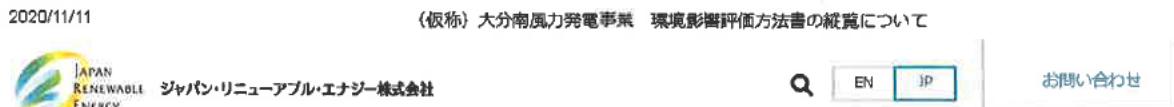
見積り無料！即対応！！

・ハウスクリーニング・お片付け・遺品整理
・不用品処分・古紙掛け・機械洗濯・古紙回収
・草刈り・木切り・花作業など

皆様のお困りをお任せください!!

よろず屋 NEEDS ☎080-1785-6122

当社ホームページ掲載内容



ニュース

HOME > ニュース > ニュース 2020

2020年10月28日 事業

(仮称) 大分南風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

ニュース 2020

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 大分南風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を作成し、令和2年10月27日付で経済産業大臣に届け出ました。
方法書について、下記のとおり縦覧します。

ニュース 2019

ニュース 2018

ニュース 2017

ニュース 2016

ニュース 2015

ニュース 2014

ニュース 2013

方法書の縦覧について

縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
大分県庁 生活環境部環境保全課	8時30分～17時15分
臼杵市役所 環境課	8時30分～17時15分
臼杵市役所 野津庁舎	8時30分～18時00分
佐伯市役所 市民生活部環境対策課	8時30分～17時00分
佐伯市役所 本匠振興局	

縦覧期間

2020年10月28日（火）～2020年11月30日（月）
(土・日・祝祭日・施設の休館日を除く)

インターネットによる縦覧

<https://www.jre.co.jp/news/202001taminami.html>

2020/11/11

(仮称) 大分南風力発電事業 環境影響評価方法書の総覧について

方法書は11月30日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの 最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です

■方法書

表紙目次 [PDF](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [PDF](#)

3.1 自然的状況 [PDF](#)

3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

第7章 その他環境省令で定める事項 [PDF](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

不

■資料編 [PDF](#)

■要約書 [PDF](#)

■意見書 [PDF](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)総覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和2年12月14日（月）まで）

(2)当社宛に郵送

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9 いちご博多駅東ビル 4階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 福岡事務所 宛
(令和2年11月30日（月）当日消印有効)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 福岡事務所 担当 小柳、水浦
電話 092-260-1012 (代表)
(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
Japan Renewable Energy Corporation

お問い合わせ

© 2016 Japan Renewable Energy Corporation

| サイトマップ | サイトポリシー |  パシーポリシー |

お 知 ら せ

「(仮称)大分南風力発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和2年10月28日（水）～令和2年11月30日（月）まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称)大分南風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和2年10月28日(水)～令和2年12月14日(月)まで

○送付先(郵送の場合)

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9 いちご博多駅東ビル4階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 福岡事務所

担当者：小柳、水浦

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://www.jre.co.jp/news/2020oitaminami.html>

以上

「(仮称)大分南風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)大分南風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記へ郵送ください。

○意見書の郵送先 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9
 いちご博多駅東ビル4階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 事業開発本部 福岡事務所
 担当者：小柳、水浦 宛

○意見書の提出期限 令和2年12月14日（月）〔当日消印有効〕

意 見 書

令和2年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

